

參考資料

参考資料 1

ただ乗り事業者対策に関する インタビューメモ

◆社団法人 電子情報技術産業協会 ただ乗り事業者対策に関するインタビュー

1. 経緯

- ・ JMOSS（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示）は、電気電子機器における特定6物質の含有について、表示を義務付けるものであり、資源有効利用促進法における日本標準規格（JIS C0950）として定められている。JMOSS グリーンマーク（以下グリーンマーク）は、特定6物質の非含有表示であり、自主的マークである。一方、JMOSS 含有マーク（以下オレンジマーク）は、特定6物質の含有表示であり、法律上表示が義務付けられている。
- ・ JIS C0950 においては、通常貼る位置やサイズ、デザイン等について規定されるものだが、本来法令で定められるべき、含有物質、含有率、除外項目についても規定されている。これは、法律そのものの改正よりも、JIS で規定するほうが機動性が高まるとの判断から、こうした取り扱いがなされた。
- ・ 経済産業省としては特定の電気電子機器7品目以外にも積極的に含有情報（非含有情報）を表示したい意図があり、当初はオレンジマーク、グリーンマークともに、JIS において規定を定め、また品目を限定しなかった。
- ・ しかし、事業者側のグリーンマークのニーズが高かったため、マーク信憑性について議論が行われ、JIS から除外し、任意のガイドラインとして設定することとした。また、品目も7品目に限定することとした。
- ・ 製品中で特定物質を含有する場合（※）は、製品の化学物質含有情報をウェブ上で公開することを義務付けている。（※：特定物質を含有していても、除外規定に該当する場合は、オレンジマークは必要なく、グリーンマークの表示が可能。ただし、上記含有情報の公開が必要。）

2. 運用方法

- ・ オレンジマークについては、版下を JEITA（電子情報技術産業協会）、日本工業規格調査会において無料配布している（ウェブ上でダウンロード可能）。
- ・ グリーンマークについては、無料ではあるが、不正を防止するために、JEITA 宛に使用申請書（会社名、担当者名、対象製品品目を明記）をお送りいただく。審査のうえで、グリーンマークの版下をお渡しする手続きとなる。
- ・ 一方、オレンジマークが法的に義務付けられており、そちらの審査は国が責任を持って実施することとなる。オレンジマークをつける必要の無い製品は、必然的にグリーンマークをつける資格があるため、グリーンマーク単独での審査は厳密には行っていない。
- ・ 国の審査は、年に1度の抜き取り検査といった形で実施され、違反者は公表される。しかしながら、網羅的な審査が困難であることから、抜け道を完全にふさぐことは難しい。
- ・ 取得している情報は、上記使用申請書のみである。また、製品毎のマーク付与ではなく、

企業単位でのマーク付与である。ただ、資源有効利用促進法上、製品の化学物質含有情報を公開する義務があり、その点で不正に対する抑止力となっている。

- ・ グリーンマークは無料であり、JEITA全体の予算内で動かしている。言い換えると、JEITA会員企業（メーカー自身）の資金で運営していることを意味する。ただ、エコマークの場合、環境協会が運営管理を行っているが、書類審査に相当のマンパワー、資金を投入しており、利用者から相応の料金を徴収している模様である。もし、グリーンマークをより厳密に運用したり、データベース化することとなると、JEITA内では不可能で、専用の組織を立ち上げる必要があるだろうし、無料での頒布は困難となるだろう。

3. その他

- ・ JMOSS マークは、消費者に対する情報提供のみならず、リサイクラーに対する情報提供の役割が大きく、これによって使用済み製品の簡易スクリーニングが可能であるとともに、含有情報のシートによって、適切な処理・リサイクルに役立っている。
- ・ グリーンマークは、メーカー側が積極的に貼り付けしたいとの意思があり、販売促進に使えるとの認識があったために広まった。また、欧州委員会に対してもロビー活動を継続的に実施してきたこともあり、メーカー自身に取り組みの熱意が大きいことが挙げられる。
- ・ 自社製品の付加価値が増し、購買意欲に働きかけるのであれば事業者も積極的につけると考える。しかし、優良マークについては、正当性を判断するという点で新たな課題を抱える。

以上

◆財団法人 流通システム開発センター ただ乗り事業者対策に関するインタビュー

1. 団体概要

- ・ 流通のシステム化を推進する専門機関として、主要 34 産業団体等からの寄付金を核として 1972 年に設立。
- ・ JAN コード等の付番・登録業務を基幹業務としつつも、各種データベースの提供や電子タグ事業等、多岐に亘る事業を展開している。

2. 商品データベースサービスの概要

- ・ JAN コードと付随する商品情報（商品名、POS レシート名、価格、容器形態、サイズ等）を一元的に管理するデータベースサービスとして、JICFS/IFDB がある。
- ・ JICFS/IFDB を活用することにより、小売業や卸売業の企業が、各自で多大なコストをかけて商品情報データを構築することなく、誰もが安価・迅速に正確な商品情報を得ることができる（下図参照）。

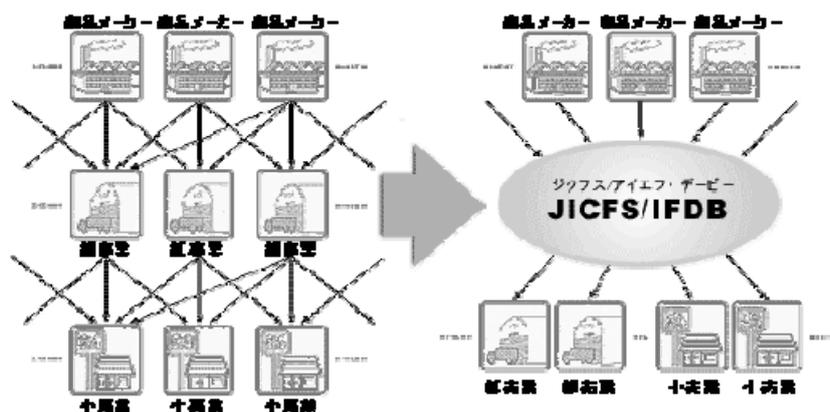


図1 JICFS/IFDB の仕組み
(財団法人流通システム開発センターウェブサイトより)

- ・ JICFS/IFDB の商品情報は、商品メーカーが直接 JICFS/IFDB コードセンターへ登録するか、もしくは業界商品データベース経由で登録される（商品メーカーは無料で登録可能）。
- ・ JICFS/IFDB コードセンターに蓄積されたデータは、ディストリビュータに配信される。ディストリビュータとは、JICFS/IFDB データの販売・提供、使用权を付与されている業者で、JICFS/IFDB データを再販業者と最終利用者の両方に提供・販売することができる。
- ・ 再販業者は、ディストリビュータから得た JICFS/IFDB データを、最終利用者にとってより使いやすい形に加工し、販売・提供することができる。

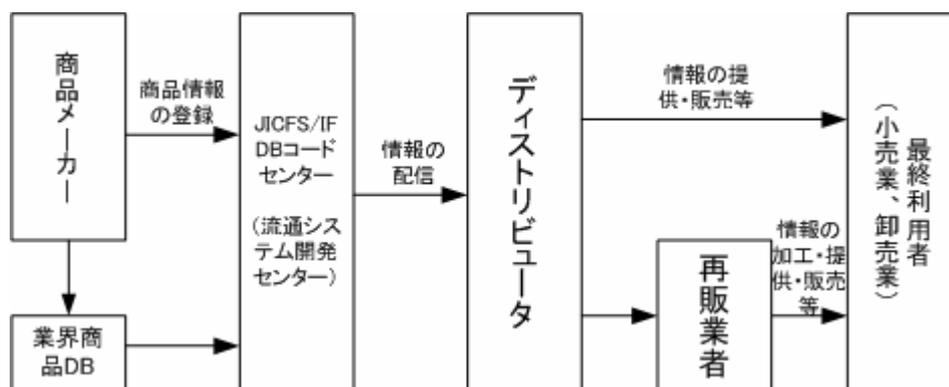


図2 JICFS/IFDBのしくみ
(財団法人流通システム開発センターのパンフレットを基に作成)

3. データベースをただ乗り事業者対策に活用する可能性について

- ・ データベースには、当システムに商品登録している商品メーカーのデータ（メーカーマスター）と、個別商品情報のデータの2種がある。メーカーマスターには、現在約11万5,000件の企業が含まれており、このうち約60%が食品関連企業である。また、個別商品情報のデータベースには、現在約470万アイテムが登録されている。
- ・ JICFS/IFDBコードセンターから配信されるメーカーマスターと、容器包装リサイクル法の義務履行企業のデータを合わせて、義務履行状況データベースを作成し、これを小売企業・卸売企業に提供することは可能である。ただしこの場合、義務履行状況データベースを作成・更新・管理するための組織が必要である。この組織は、図2中にある「ディストリビュータ」、もしくは「再販業者」の役割を担うことになる。

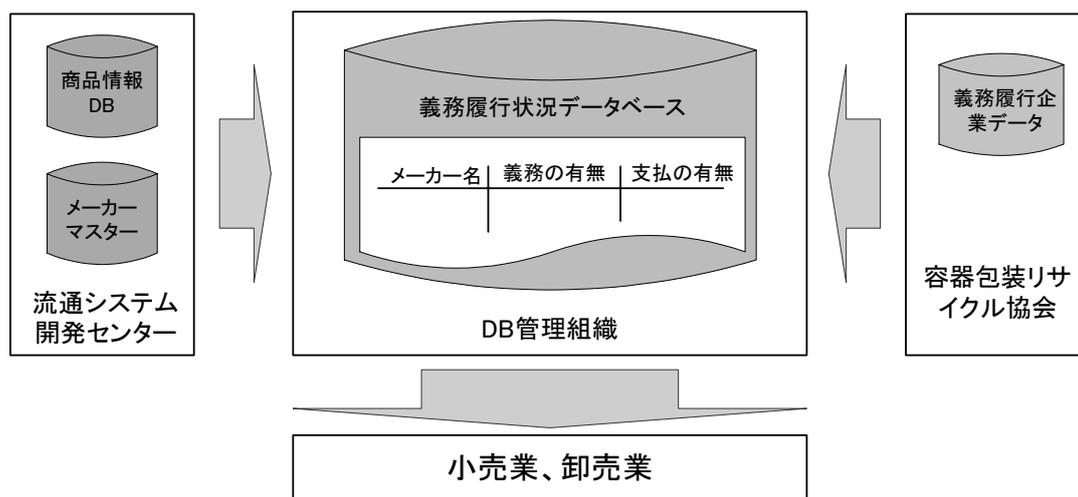


図3 既存データベースをただ乗り事業者対策に活用する場合のスキーム例

<費用>

- ・ 流通システム開発センターからメーカーマスター、及び商品情報データベースの配信を

受けるのに必要な費用は年 880 万円である。

- ・ 再販業者の場合には、流通システム開発センターとの間でメーカーマスター、及び商品情報データベースの利用許諾契約を結び、実際のデータはディストリビュータから購入することになり、費用は以下の通り。
 - ✓ 再販業者利用許諾契約：年 95 万円（税抜き）
 - ✓ ディストリビュータからの初期データの購入費：30 万円～70 万円程度
 - ✓ ディストリビュータからの更新データの購入費：毎月 5 万円～15 万円程度
- ・ 従来の JICFS/IFDB の仕組みでは、商品メーカーの費用負担はなく、サービスを受ける小売業や卸売業が費用を負担することになっている。しかし、ただ乗り事業者対策としてデータベースを活用するのであれば、小売業・卸売業だけでなく、全ての義務履行企業から広く費用を徴収する仕組みが必要である。

<義務履行状況データベースの管理主体>

- ・ 流通システム開発センターから配信される情報と、容器包装リサイクル法の義務履行企業情報とを合わせた義務履行状況データベースを作成し、その後もデータを日々更新・管理するための組織が必要である。実際に図 3 のような仕組みを運用するのであれば、誰が管理組織を担うのかを検討しなくてはならない。

<義務対象と支払の有無の確認>

- ・ 現在、流通システム開発センターの商品メーカーマスターに登録されている企業のうち、約 80%は中小規模の企業である。したがって、容器包装リサイクル法の義務対象外である企業も多く含まれている。
- ・ したがって、メーカーマスターと義務履行企業データとを合わせる際には、リサイクル料金の支払いの有無だけでなく、義務対象企業なのかどうかも確認する必要がある。

4. その他

- ・ ただ乗り事業者の商品を市場から排除するためには、例えば、国が小売業者や卸売事業者に対して、商品仕入れの際に義務履行企業の商品かどうかを確認することを義務付けてはどうか。
- ・ 業界として「ただ乗り事業者の商品は仕入れない」という姿勢を表明するのにも一案である。

以上

◆プラスチック製容器包装リサイクル推進協議会 ただ乗り事業者対策に関するインタビュー

1. 団体概要

- ・ プラ推進協は、プラスチック製容器包装の再商品化の義務を負う団体および企業で構成する任意団体である。
- ・ 容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装の再商品化について、実際の運用を円滑に履行できるよう、再商品化の実態把握、再商品化に要する総コスト低減のための施策の検討、各種広報活動等を行っている。
- ・ 識別表示であるプラマークの「清刷・割付」を管理しており、要望があれば、事業者に送付している。

2. 義務履行マーク以外のただ乗り事業者対策の可能性について

(1) 協議会の過去の取組について

- ・ 協議会では、ただ乗り事業者対策への協力も事業活動に位置づけている。
- ・ 消費者モニターを対象とした識別マークのモニタリング調査で把握したプラスチック製容器包装の利用事業者と、日本容器包装リサイクル協会（以下、容リ協会）の特定事業者リストとのマッチングを行ったこともある。
- ・ ただし、協議会として実施できる範囲としては、情報を関係省庁に提供するところまでが限界であり、実際の追跡やただ乗り事業者の公表等は国の責務である。

(2) その他の取組について

- ・ JANコードデータをただ乗り事業者対策として活用する検討は、以前、経済産業省でも行ったことがあるのではないかと。
- ・ いずれの方法をとるにしろ、最終的には、ただ乗り事業者を特定し、公表し、広く国民の眼にさらすことが重要である。以前、国が業界紙に公表をしたが、一般紙でも取り上げるように仕向ける必要がある。
- ・ 容リ協会では、特定事業者の再商品化委託費用の公表について、事業者にアンケートをしたところ、公表してもよいという事業者は3割弱であり、反対と無回答が7割強であった。再商品化委託費用の金額まで公表することで、再商品化委託費用よりも過少申告している事業者がいるとすれば、そのような事業者は減っていくと考えられる。

3. 義務履行マークについて

- ・ ただ乗り事業者か否かを見分けるマークをつけて、消費者等からただ乗り事業者情報を提供してもらうという仕組みは効果的であると考えられる。

- ・ ただし、識別マークと義務履行マークの二つを並べるのは、商品表示上、他の表示を圧迫し、消費者に混乱を生じさせると考えられるため、現在の識別マークに義務履行証明機能を付加するのが望ましい。

4. 識別マークへの義務履行証明機能の付与について

(1) 機能を付与した場合に必要な体制

- ・ 識別マークに義務履行証明機能をつけるとなると、チェック機関が必要である。2007年6月に訪問したドイツの指定法人であるDSD (Duales System Deutschland) 社では、この容器包装識別マークであるグリュエネプункト[※]は、再商品化費用を支払うことが条件であるにも拘わらず、その不履行者に苦慮している。
- ・ ただ識別マークを貼付するだけでは、再商品化委託費用を支払わずにマークをつけるただ乗り事業者が現れると考えられるため、現行制度にも言えることであるが、市場調査やその結果に基づいた確認体制、ただ乗り事業者と判明した場合の公表等を実施する体制が重要である。

※グリュエネプункト (Gruene Punkt) は、ドイツの容器包装識別マークで、家庭から排出されるほとんどの容器包装廃棄物を処理しているDSD社の分別収集・リサイクルシステムの対象物であることを示すマークで、マークの使用料は、その収集、選別及びリサイクルに要する費用で構成されている。

(2) 機能付与に対する障害について

- ・ 現在の識別表示は、再商品化義務を免除されている小規模事業者もつけることとなっているが、義務履行マークとなった場合には、容リ協会に小規模事業者である証明とともにマークの貼り付けを申請する仕組みにすることで対応できるのではないか。小規模事業者は再商品化委託費の支払は免除されているが、容器包装リサイクル法上、再商品化に協力する義務はあるはずである。

以上

参考資料 2

小売店に対するアンケート調査 調査票

容器包装リサイクル法に係る再商品化義務履行状況等を示す 事業者による自主的なマーク貼付に関する調査

■アンケート調査の背景・目的

平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立・公布されました。その中では、容器包装リサイクル法に定められた特定容器利用事業者、特定包装利用事業者等に該当するにも関わらず、委託料を支払わずに再商品化の義務を果たさない事業者（通称ただ乗り事業者）が問題視され、罰則の強化が図られました。今後、ただ乗り事業者に対しては、国による法的措置等の厳格な対応を行う他、ただ乗り事業者をより効果的に抑止し、事業者間の公平性を保つためには、対象容器包装を利用する商品に義務履行マークを表示する*のも一案ではないかとされています。

このような状況を踏まえ、財団法人食品産業センターでは、農林水産省の助成を受け、食品関連事業者による自主的な取組として、再商品化義務履行マークの貼付やマーク表示以外のただ乗り事業者対策に関する意向等について、小売事業者の皆様アンケート調査を実施しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、ご記入頂きました調査票を、**2月1日（金）までに同封の返信用封筒にてご返送下さい。**ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、本アンケート調査の取りまとめ業務は、財団法人食品産業センターより業務を委託している株式会社三菱総合研究所にて行います。

※容器包装リサイクル法の定める再商品化費用を支払っている企業の商品に、義務を履行していることを示すマークを表示する、もしくは再商品化費用を支払っている小売業者の店舗内に義務履行を示すシール、ポスター、看板等を掲示するという案です。詳細につきましては、調査票2ページをご覧ください。

本調査に関するお問い合わせは、下記をお願いいたします。

■調査の主旨・目的に関して

財団法人食品産業センター 環境・システム部（担当者：中井）
Tel：03-3224-2384、Fax：03-3224-2398

■調査内容に関して

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部（担当者：圓井(まるい)、森、古木）
〒100-8141 東京都千代田区大手町2-3-6
Tel：03-3277-5713、Fax：03-3277-0512

1. ご回答事業所のプロフィール

貴事業所に関する下記の事項についてご記入下さい。

(ご回答内容を確認するためにご連絡を差し上げる場合があります。ご了承頂ける場合にのみ、下記プロフィール欄にご記入下さい。)

会社名・事業所名	
所在地	
部署名	
お電話番号	

2. 貴社の事業規模・概要について

貴社の事業規模・概要について、下表にご記入下さい。

事業規模	店舗数 〔 〕 件	売上げ 〔 〕 千円	従業員数 〔 〕 名
店舗の分類	1. 食料品、日用品を主に販売している店舗 2. 衣料品、食料品、日用品等を幅広く販売している大型店舗 3. コンビニエンスストア 4. その他 ()		
貴社における自社ブランド製品の有無	1. あり 2. なし		
容器包装リサイクル法上の貴社の位置づけ	1. 特定容器利用事業者に該当する 2. 特定包装利用事業者に該当する 3. 1、2のいずれにも該当する		

3. 容器包装リサイクル法義務履行マークについて

義務履行マークを導入する場合、具体的な取組内容としては、下表の4種類が考えられます。以降の設問では、これらの各取組に対し、食品関連業界の自主的取組として義務履行マークを導入することへの意向、課題等についてお尋ねします。

取組内容	マークの表示主体	本アンケートで該当する設問
商品メーカーが自社の義務履行状況を示すために、商品パッケージに義務履行マークを表示	各商品のメーカ	(1) 販売商品の義務履行状況を示すマーク表示について →2 ページ目
小売事業者が自社ブランド製品に義務履行マークを表示	貴社	(2) 自社ブランド製品への義務履行マーク表示について →3 ページ目
小売事業者自身の義務履行状況を示すために、店舗内にシール、ポスター、看板等を掲示	貴社	(3) 貴社の義務履行状況を表明するための掲示について →3 ページ目
事業所で使用しているレジ袋、包装紙、トレイ、ラップ等に義務履行マークを表示	貴社	(4) 貴社で使用するレジ袋や包装紙等への義務履行マーク表示について →4 ページ目

(1) 販売商品の義務履行状況を示すマーク表示について

マークに対する小売事業者の関与の仕方についての意向をお答え下さい。

関与の仕方	意向
マーク表示商品の優先調達	1. 協力可能 2. 支援・補助があれば協力する ⇒支援、補助の内容を具体的にご記入ください 3. 協力は難しい ⇒理由をお答えください

(2) 自社ブランド製品への義務履行マーク表示について

自社ブランド製品を扱っておられる場合のみお答えください。扱っていない場合は、(3)へお進みください。

① 貴社で販売している“自社ブランド製品”に義務履行マークを表示することについての賛否はいかがでしょうか。理由とともにお答え下さい。

賛否	1. 賛成 2. どちらかという賛成 3. どちらかという反対 4. 反対
理由	

② ①で「1. 賛成又は2. どちらかという賛成」とお答えした方にお尋ねします。マーク表示にあたっての条件をお答え下さい(複数回答可)。

条件	1. 移行期間の設定⇒少なくとも()ヶ月程度 2. マークの使用料金を1商品あたり、年負担で()円以下とすること 3. マークの仕様についての規定 ⇒具体的に() (例)表示スペースを鑑み、サイズに制限を設けないこと等 4. 業界で開始時期を一律に設定すること 5. その他 ⇒具体的に()
----	--

(3) 貴事業所の義務履行状況を確認するための掲示について

- ① 小売事業者自身の義務履行状況を示すために、店舗内にシール、ポスター、看板等を掲示することについての賛否はいかがでしょうか。理由とともにお答え下さい。

賛否	1. 賛成 2. どちらかという賛成 3. どちらかという反対 4. 反対
理由	

(4) 貴社で使用するレジ袋、包装紙、トレイ、ラップ等への義務履行マーク表示について

- ① 事業所で使用しているレジ袋や包装紙等に義務履行マークを表示することについての賛否はいかがでしょうか。理由とともにお答え下さい。

賛否	1. 賛成 2. どちらかという賛成 3. どちらかという反対 4. 反対
理由	

- ② ①で「1. 賛成又は2. どちらかという賛成」とお答えした方にお尋ねします。マーク表示にあたっての条件をお答え下さい（複数回答可）。

条件	1. 移行期間の設定⇒少なくとも（ ）ヶ月程度 2. マーク使用料金は、1社あたり、年負担で（ ）円以下とすること 3. マークの仕様についての規定 ⇒具体的に（ ） (例) 他の広告の邪魔にならぬよう、目立ちすぎないこと等 4. 業界で開始時期を一律に設定すること 5. その他 ⇒具体的に（ ）
----	--

4. マーク表示以外のただ乗り事業者対策について

以降の設問では、義務履行マークの表示以外のただ乗り事業者対策についてお尋ねします。

(1) マーク表示以外の対策可能性について、どのような対策が望ましいとお考えでしょうか。

対策	賛否
商品データベース JICFS※に義務履行情報を組み込む	1. 賛成 2. 反対 3. 不明
商品の仕入時に義務履行の有無を確認する	1. 賛成 2. 反対 3. 不明
日本容器包装リサイクル協会が、各企業の委託費等の情報を開示する	1. 賛成 2. 反対 3. 不明
日本容器包装リサイクル協会が、各企業の委託費と、容器包装排出見込量の両方を開示する	1. 賛成 2. 反対 3. 不明

※ JAN コードの名称、分類、希望小売価格、商品分類、サイズなどの情報を1つの公共のデータベースにして、POS や EOS などのユーザーに利用してもらうサービスシステムのことです。

(2) その他、望ましい対策についてのご意見や、上記対策案に関するご意見等、ご自由にご記入下さい。

以上で設問は終了です。ご協力ありがとうございました。

参考資料 3

実証実験アンケート調査票

容器包装リサイクル法「ただ乗り事業者対策」についてのアンケート

このアンケートは農林水産省・(財)食品産業センターの依頼により、再商品化義務履行マーク実証試験を分析するための資料として活用させていただくものです。ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の調査内容については公表いたしません。お忙しいところ大変恐縮ですが、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

ご記入頂いたアンケートは、2月22日(金)までに実験店舗のレジにてお渡し下さい。
その場で景品を差し上げます。

商品の容器や包装は、容器包装リサイクル法により、消費者が分別し、自治体が収集・選別し、容器包装の利用・製造等事業者がリサイクルの義務を負うという仕組みで、リサイクルが行われています。

問1. 容器包装リサイクル法は、以下のような仕組み・ルールで、運用されています。各仕組み・ルールについて、どの程度ご存知であったか、該当する選択肢に○をしてください。

問	仕組み・ルール	1. よく知っている 2. だいたい知っている 3. 聞いたことがある 4. 知らなかった
1-1	リサイクル対象の容器や包装は、ペットボトル、紙製のもの、プラスチック製のもの、ガラスびんの4種類ある。	1 2 3 4
1-2	リサイクル対象の容器や包装のうち、ペットボトル、紙製のもの、プラスチック製のものには、以下のマークがついている。   	1 2 3 4
1-3	容器や包装を利用する企業は自らリサイクルをするか、費用を支払ってリサイクルを行う義務がある。	1 2 3 4
1-4	自らリサイクルをせず、費用も支払わない、「ただ乗り事業者」が問題になっている。	1 2 3 4

◎以下は、今回の実証試験の目的である「ただ乗り事業者対策」についての質問です。

今回試験している義務履行マークは、マークをつけることで、リサイクル義務を果たしている企業の商品を選びやすくすることができたり、リサイクル義務を果たしていない「ただ乗り事業者」を見つけやすくすることができるように意図したものです。

このマークは、自主的に広げていくことを検討しています。

(リサイクル料金を負担していてもマークを表示しない事業者もあります。)



裏面にお進みください。



問2. ペットボトルをお選びの際、一部の商品に義務履行マークがついていたことをお気づきでしたか？

- 1 マークがついていたことに気づき、その意味もわかった
- 2 マークがついていたことには気付いたが、その意味はわからなかった
- 3 マークがついていたことに気付かなかった

問3. このような「義務履行マーク」と、あなたの商品の購買行動との関係について、あなたの感想に近いものに○をしてください。

- 1 そもそもマークの有無は気にしないで欲しい商品を購入する
- 2 自主的なのであれば、マークの有無は気にしないで欲しい商品を購入する
- 3 同様の商品があるときは、なるべくマークのついている商品を購入する
- 4 マークのついている商品を購入する

問4. このような「義務履行マーク」に対する印象として、あなたの感想に近いものに○（複数回答可）をしてください。

- 1 事業者が自ら取り組む姿勢が見えてよい
- 2 自主的なマークであればどの会社が「ただ乗り事業者」なのか分からない
- 3 いろいろなマークがあるので混乱する
- 4 このマークより他の情報（環境負荷やカロリーなど）を優先して示して欲しい

問5. （今回、義務履行マークのついたペットボトルを購入した方にお尋ねします）
あなたはなぜこの商品を購入したのですか？

- 1 目当ての商品にマークがついていたから
- 2 目当ての商品にはマークがついておらず、代わりにマークがついている商品を選んだから
- 3 目当ての商品は特になく、この商品にマークがついていたから
- 4 目当ての商品は特になく、偶然またはマーク以外の理由でこの商品を選んだから
(⇒マーク以外の具体的理由があればお書きください：_____)

問6. （今回、義務履行マークのついていないペットボトルを購入した方にお尋ねします）
あなたはなぜこの商品を購入したのですか？

- 1 目当ての商品があったから
- 2 目当ての商品は特になかったが、偶然またはマーク以外の理由でこの商品を選んだから
(⇒マーク以外の具体的理由があればお書きください：_____)

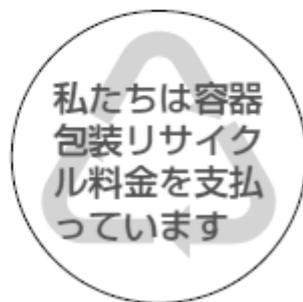
問7. あなたの性別、年齢をお答えください。

- | | | | |
|----|----------------|----------------|--|
| 性別 | 1. 男 | 2. 女 | |
| 年齢 | 1. 25歳未満 | 2. 25歳以上～45歳未満 | |
| | 3. 45歳以上～65歳未満 | 4. 65歳以上 | |

参考資料 4

マーク・広報媒体等デザイン

1. マークデザイン案



義務履行マークデザイン案 (採用は右上の案)

容器包装リサイクル法 再商品化義務履行マーク 実証実験実施中

実験期間:平成20年2月14日(木)~2月19日(火)

委託元:(財)食品産業センター

実施主体:(株)三菱総合研究所

私たちは容器
包装リサイク
ル料金を支払
っています



リサイクルを推進する仕組みを つくりましょう！

ペットボトル等の資源のリサイクルを進めるためには、容器包装リサイクル料金を適正に負担する必要があります。本実験は、容器包装リサイクル料金を支払わない事業者(ただ乗り事業者)対策調査の一環として実施するものです。

このマークが目印です！

このマークは、貼ってある商品(ペットボトル飲料)のメーカーが、容器包装リサイクル料金を適正に支払っていることを示すものです。本実験にご協力を頂いたメーカーの「ペットボトル飲料」の上部側面に貼ってあります。

アンケートへのご協力をお願いします！

ペットボトル飲料をお買い上げの一部の方に、アンケート用紙をお配りしております。ご記入の上、2月19日(火)までにレジへお持ちください。ご回答頂いた方には粗品を差し上げます。

本実験に関するお問合せ先

(株)三菱総合研究所 圓井(まるい),古木 Tel: 03-3277-5713
(財)食品産業センター 中井 Tel: 03-3224-2384

3. POPデザイン



図 POPデザイン

参考資料 5

店舗向け実証実験実施マニュアル

商品購入時における消費者の再商品化義務履行マークの認知実証実験 実施マニュアル@セブンイレブン早稲田大学学生会館店

1月31日 (株)三菱総合研究所

1. 実験の趣旨

[目的]

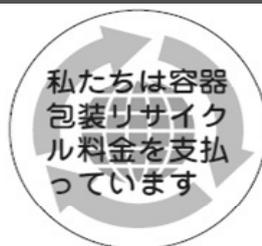
実証事業として、期間限定で付す「義務履行マーク」を、事業協力企業の商品に貼付し、その商品の販売数の変化や、消費者の意識の変化を把握する。

[方法・店舗さまへのお願い]

- ・ 協力店舗にて、容器包装リサイクル法義務履行マークの実証事業を実施することなどの情報を発信する。具体的には、レジ裏にポスターを貼り付けて広報するとともに、ペットボトル商品の陳列棚へPOPの取り付けを行う。なお、商品の陳列場所は変更しない。
- ・ 予めこちらで設定した再商品化義務履行マーク対象商品に、再商品化義務履行マークを貼り付ける。具体的には、伊藤園、大塚ババレジのペットボトル商品へマークを貼り付ける。
- ・ 実証期間中、レジにてアンケート調査票を配布する。
- ・ アンケート調査票は、お客様にレジまでお持ちいただく。店舗では、レジにて受け取りを行い、引き換えに粗品をお渡しする。
- ・ 期間中の対象商品の販売個数を把握いただき、期間前後との差の情報の提供を頂く。
- ・ 実験開始前日、シールへの貼付に必要な場所を提供いただく。

容器包装リサイクル法 再商品化義務履行マーク 実証実験実施中

(財)食品産業センター委託
(株)三菱総合研究所実施



リサイクルを推進する仕組みをつくりましょう！

ペットボトル等の資源のリサイクルを進めるためには、容器包装リサイクル料金を適正に負担する必要があります。本実験は、容器包装リサイクル料金を支払わない事業者(ただ乗り事業者)対策調査の一環として実施するものです。

このマークが目印です！

このマークは、貼ってある商品(ペットボトル飲料)のメーカーが、容器包装リサイクル料金を適正に支払っていることを示すものです。本実験にご協力を頂いたメーカーの「ペットボトル飲料」の上部側面に貼ってあります。

アンケートへのご協力をお願いします！

ペットボトル飲料をお買い上げの一部の方に、アンケート用紙をお配りしております。ご記入の上、2月22日(金)までにレジへお持ちください。ご回答頂いた方には粗品を差し上げます。

実験実施期間

平成20年2月5日(火)～平成20年2月15日(金)(11日間)

本実験に関するお問合せ先

(株)三菱総合研究所 圓井(まるい)、古木 Tel: 03-3277-5713
(財)食品産業センター 中井 Tel: 03-3224-2384

図 ポスターイメージ (貴店舗では縦長に修正)

2. 実験期間中のレジの方へのお願い

今回の実験では、伊藤園のペットボトル、大塚ベバレジのペットボトル（クリスタルガイザー）にシールを貼っています。

① アンケート配布について

・ペットボトル商品をお買い上げのお客さまに、アンケート用紙をお渡し or アンケート用紙をレジ袋の中に入れて下さい。その際、このようにお声掛け下さい。

（お会計のやり取りの後）「ただいま、容器包装リサイクルの義務履行マークの実証実験を行っております。ペットボトルをお買い上げの皆様にはアンケートをお願いしております。アンケート票をお渡しさせて頂いてもよろしいでしょうか？」

（受取可能だった場合）「ご記入の上、後日レジまでお持ち下さい。」

（受取拒否された場合）「それでは結構です。お話お聞きいただき、ありがとうございました。」

<注意点>

- ・ ペットボトル商品をお買い上げのお客さま全員にお配りするのではなく、無作為に選んで（1時間あたりお客様5名程度が目安）お配り頂きますよう、宜しくお願いします。断られた場合は無理される必要はありません。また、混雑時など、業務に差支えがある時間帯にはお配り頂かなくても結構です。
- ・ マーク付のペットボトル商品をお買い上げのお客さまだけではなく、マークが付いていないペットボトル商品（例：コカコーラ、キリン、アサヒ、カルピス等々）をお買い上げのお客さまにもある程度配ることを、忘れずをお願いします。

② アンケート回収、粗品お渡しについて

・ アンケート票受取と交換で、粗品（お菓子）をお渡し下さい。

（受取後）「ご協力ありがとうございました。ご協力頂きましたお礼としまして、粗品をお渡します。」

③ 受け取ったアンケート票は、店長さまにお渡し下さい。

3. お客様の質問への対応について（Q&A集）

Q1：何でこのような実験をやっているのか？

ペットボトル等の資源のリサイクルを進めるためには、容器包装リサイクル料金をきちんと負担すべき企業が、負担分をきちんと支払う必要があります。本実験は、容器包装リサイクル料金を支払わない事業者（いわゆるただ乗り事業者）対策調査の一環として実施するものです。ただ乗り事業者対策としてマークの貼付が有効であるという案があり、その効果を確認するための実験です。

Q2：マークってどういう意味？

このマークが貼ってある商品のメーカーは、容器包装リサイクル料金を支払っていることを示すものです。ただし、シールの貼付は義務ではなく、あくまで食品メーカーさんが自主的に行うことを想定しています。

（ただし、小規模の食品メーカーさんはリサイクル料金を支払う義務がありませんので、シールが貼られていないからといって義務を果たしていないわけではありません。また、今回は、実験のためにマークの貼付を許可してもらった飲料メーカーのペットボトルにだけ、シールを貼っていますので、貼っていないメーカーが全てリサイクル料金を払っていないわけではありません。）

Q3：何の意味があるの？

このマークを貼ることによって、消費者の方が義務を果たしている（リサイクル料金を支払っている）企業の商品を選びやすくなり、リサイクル料金を支払っていない事業者をあぶりだしたりすることによって、現在リサイクル料金を支払っていない企業がリサイクル料金をちゃんと支払うように是正するきっかけとなると考えております。

Q4：マークが貼ってある製品以外は、ちゃんとリサイクル料金を支払っていないってこと？

今回、マークの貼付を許可してもらった飲料メーカーのペットボトルにだけ、シールを貼っています。ですので、リサイクル料金を支払っている飲料メーカーの商品でも、シールが貼られていない場合があります。貼っていないメーカーの全てがリサイクル料金を払っていないわけではありません。

Q5：ペットボトル買ったのにアンケートもらえなかったんだけど？

実験期間中に配るアンケート数が限られておりますため、全ての方に配るのではなく、一部の方に配るようにさせて頂いております。どうぞご了承ください。

（ご納得いただけない場合）今後ペットボトルをお買い上げの際、お声掛け頂ければできるだけお配りするように致しますので、今回はご容赦ください。

Q6：アンケートはどうすればいいの？

レジまでお持ち下さい。回答頂いた方には、引き換えに粗品（お菓子）を差し上げています。

Q7：それでもよくわかんないんだけど？

もっと詳しく知りたい方は、ポスターに記載していますお問い合わせ先（三菱総合研究所 圓井（マルイ）・古木、電話番号 03-3277-5713）までお電話ください。

商品購入時における消費者の再商品化義務履行マークの認知実証実験 実施マニュアル@こだわり商店

1月31日 (株) 三菱総合研究所

1. 実験の趣旨

[目的]

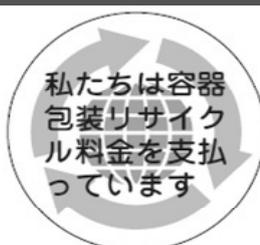
実証事業として、期間限定で付す「義務履行マーク」を、事業協力企業の商品に貼付し、その商品の販売数の変化や、消費者の意識の変化を把握する。

[方法・店舗さまへのお願い]

- ・ 協力店舗にて、容器包装リサイクル法義務履行マークの実証事業を実施することなどの情報を発信する。具体的には、冷蔵庫の上部にラミネートしたポスターを取り付ける。なお、商品の陳列場所は変更しない。
- ・ 予めこちらで設定した再商品化義務履行マーク対象商品に、再商品化義務履行マークを貼り付ける。具体的には、伊藤園、大塚ババレジのペットボトル商品へマークを貼り付ける。
- ・ 実証期間中、レジにてアンケート調査票を配布する。
- ・ アンケート調査票は、お客様にレジまでお持ちいただく。店舗では、レジにて受け取りを行い、引き換えに粗品をお渡しする。
- ・ 期間中の対象商品の販売個数を把握いただき、期間前後との差の情報の提供を頂く。
- ・ 実験開始前日、シールへの貼付をさせていただく。
- ・ 実験期間中、伊藤園、大塚ババレジの在庫商品が無くなった場合、補充した商品にマークの貼付をお願いする。

容器包装リサイクル法 再商品化義務履行マーク 実証実験実施中

(財)食品産業センター委託
(株)三菱総合研究所実施



リサイクルを推進する仕組みをつくりましょう！

ペットボトル等の資源のリサイクルを進めるためには、容器包装リサイクル料金を適正に負担する必要があります。本実験は、容器包装リサイクル料金を支払わない事業者(ただ乗り事業者)対策調査の一環として実施するものです。

このマークが目印です！

このマークは、貼ってある商品(ペットボトル飲料)のメーカーが、容器包装リサイクル料金を適正に支払っていることを示すものです。本実験にご協力を頂いたメーカーの「ペットボトル飲料」の上部側面に貼ってあります。

アンケートへのご協力をお願いします！

ペットボトル飲料をお買い上げの一部の方に、アンケート用紙をお配りしております。ご記入の上、2月22日(金)までにレジへお持ちください。ご回答頂いた方には粗品を差し上げます。

実験実施期間

平成20年2月5日(火)～平成20年2月15日(金)(11日間)

本実験に関するお問合せ先

(株)三菱総合研究所 園井(まるい)、古木 Tel: 03-3277-5713
(財)食品産業センター 中井 Tel: 03-3224-2384

図 ポスターイメージ

2. 実験期間中のレジの方へのお願い

今回の実験では、伊藤園のペットボトル、大塚ベバレジのペットボトルにシールを貼っています。

① アンケート配布について

・ペットボトル飲料をお買い上げのお客さまに、アンケート用紙をお渡し or アンケート用紙をレジ袋の中に入れて下さい。その際、このようにお声掛け下さい。

（お会計のやり取りの後）「ただいま、容器包装リサイクルの義務履行マークの実証実験を行っております。ペットボトルをお買い上げの皆様にはアンケートをお願いしております。ご記入の上、後日レジまでお持ち下さい。」

<注意点>

- ・ マーク付のペットボトル商品をお買い上げのお客様だけではなく、マークが付いていないペットボトル商品（例：コカコーラ、麒麟、アサヒ、カルピス等々）をお買い上げのお客様にもある程度配ることを、忘れずをお願いします。
- ・ あくまでマークの効果がどうかということ「客観的データを得る」ための実験、マークであることをご確認ください。

② アンケート回収、粗品お渡しについて

・ アンケート票受取と交換で、粗品（農産物等）をお渡し下さい。

（受取後）「ご協力ありがとうございました。ご協力頂きましたお礼としまして、粗品をお渡します。」

③受け取ったアンケート票は、店長さまにお渡し下さい。

3. お客様の質問への対応について（Q&A集）

Q1：何でこのような実験をやっているのか？

ペットボトル等の資源のリサイクルを進めるためには、容器包装リサイクル料金をきちんと負担すべき企業が、負担分をきちんと支払う必要があります。本実験は、容器包装リサイクル料金を支払わない事業者（いわゆるただ乗り事業者）対策調査の一環として実施するものです。ただ乗り事業者対策としてマークの貼付が有効であるという案があり、その効果を確認するための実験です。

Q2：マークってどういう意味？

このマークが貼ってある商品のメーカーは、容器包装リサイクル料金を支払っていることを示すものです。ただし、シールの貼付は義務ではなく、あくまで食品メーカーさんが自主的に行うことを想定しています。

（ただし、小規模の食品メーカーさんはリサイクル料金を支払う義務がありませんので、シールが貼られていないからといって義務を果たしていないわけではありません。また、今回は、実験のためにマークの貼付を許可してもらった飲料メーカーのペットボトルにだけ、シールを貼っていますので、貼っていないメーカーが全てリサイクル料金を払っていないわけではありません。）

Q3：何の意味があるの？

このマークを貼ることによって、消費者の方が義務を果たしている（リサイクル料金を支払っている）企業の商品を選びやすくなり、リサイクル料金を支払っていない事業者をあぶりだしたりすることによって、現在リサイクル料金を支払っていない企業がリサイクル料金をちゃんと支払うように是正するきっかけとなると考えております。

Q4：マークが貼ってある製品以外は、ちゃんとリサイクル料を支払っていないってこと？

今回、マークの貼付を許可してもらった飲料メーカーのペットボトルにだけ、シールを貼っています。ですので、リサイクル料金を支払っている飲料メーカーの商品でも、シールが貼られていない場合があります。貼っていないメーカーの全てがリサイクル料金を払っていないわけではありません。

Q5：アンケートはどうすればいいの？

レジまでお持ち下さい。回答頂いた方には、引き換えに粗品（特産品）を差し上げています。

Q6：それでもよくわかんないんだけど？

もっと詳しく知りたい方は、ポスターに記載していますお問い合わせ先（三菱総合研究所 圓井（マルイ）・古木、電話番号 03-3277-5713）までお電話ください。